

## 公益財団法人花と緑の銀行研究倫理委員会規程

### (設置)

第1条 公益財団法人花と緑の銀行（以下「花と緑の銀行」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 公益財団法人花と緑の銀行研究倫理規準（以下「規準」という。）の運用に関すること。
  - (2) 規準の改廃に関すること。
  - (3) 研究倫理に係わる専務理事からの諮問に関すること。
  - (4) 研究倫理に係わる研修に関すること。
  - (5) 研究資金に関する不正防止計画の推進に関すること。
  - (6) その他研究倫理に関すること。
- 2 委員会に、規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、富山県職員等公益通報制度実施要綱（平成18年4月1日制定）の定めるところによる。
  - 4 委員会は、違反行為があった場合には、事実関係の調査等の適切な対応を行うものとする。この場合において、委員会は、当該調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設けることができる。
  - 5 委員会は、専務理事からの諮問事項の調査審議及び違反行為の調査の結果について、専務理事に報告するとともに、関係者に通知するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 花と緑の銀行企画管理部長
  - (2) 同企画管理部総務課長
  - (3) 同中央植物園部長
  - (4) 同中央植物園部企画情報課長
  - (5) 同中央植物園部展示園課長
  - (6) 同中央植物園部温室課長
  - (7) 同中央植物園部企画情報課長補佐
  - (8) 同中央植物園部温室課長補佐
  - (9) その他専務理事が必要と認める者
- 2 前項に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、花と緑の銀行企画管理部長をもって充てる。
- 2 委員会に副委員長を置き、花と緑の銀行企画管理部総務課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

- 第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。
- 6 会議は、非公開とする。

(相談員)

- 第6条 第2条第2項の窓口に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、花と緑の銀行企画管理部総務課長をもって充てる。
- 3 相談員は、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。
- 4 委員長は、前項の規定により報告を受け、必要と判断した場合は、委員会を開催するものとする。

(事務)

- 第7条 委員会の事務は、花と緑の銀行企画管理部総務課において処理する。
- (細則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。